

平成31年度 法科大学院入学者選抜試験問題

憲 法 ・ 刑 法

1. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙の中を見てはいけません。
2. 試験時間は、憲法、刑法の2科目で120分です。
3. 試験中に問題用紙の印刷不鮮明や解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
4. 解答にあたっては、必ず黒か青のペンまたはボールペン(鉛筆は不可)を使用してください。
5. 解答用紙に記入するときには、下記の点に注意してください。
 - (1) 受験番号・氏名を所定欄に記入してください。
 - (2) 解答用紙は、憲法2枚、刑法2枚です。2枚目の解答用紙にも受験番号・氏名を記入し、ホチキスは、はずさないで使用してください。
 - (3) 訂正する場合は、=線で消すなどして、分かりやすく訂正してください。
 - (4) 解答用紙は、折り曲げたり汚したりしないでください。
6. 問題用紙の余白等は適宜利用してかまいません。
7. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ってください。

【憲 法】

〔設問〕 次の文章を読み、以下の小問（１）（２）に解答せよ（配点は各 40 点）。

公立大学法人 Y 県立大学（独立の法人格を有するが人権保障との関係では県当局と同視してよい）の医学部は、従来は筆記試験のみで合否を決定していた。ところが近年、いわゆる受験秀才が殺到し、その結果、医師国家試験の合格率はよいものの、必ずしも医師としての適性（人間性、コミュニケーション能力、体力を含む）において優れているわけではない者が多数入学しているという内外からの指摘を、ここ数年しばしば受けるようになった。このような指摘のなかには、同大学医学部附属病院や県内の基幹的な病院において、同大の卒業生である医師が研修や勤務に際して、患者や家族の感情を逆なでするような冷たい態度で深刻な所見を述べるといった事例も含まれていた。ついには県議会においても、知事に対して次のような発言が与党議員からも発せられるようになった。「県立大医学部には全国から受験秀才が集まっているようだが、彼らの多くが研修医として勤務する附属病院では納税者の税金を投入して高度医療施設を備えながら、医師の心ない発言で地域住民の心の健康が害されているのではないか。そうした医師は院長から少し注意されるとすぐ辞めて、報酬のみを理由に都会のクリニックに転職してしまう例もあると聞く。この際、入試制度を抜本的に再検討すべきである。」

そこで Y 大学医学部では、以下のような入学者採用方針（いわゆるアドミッション・ポリシー）で今後の入試を行うこととし、その旨を 202X 年度入試の募集要項に明記した。

「(要点 1) 入学試験として、本学部においては筆記試験に加え面接試験を課すこととし、筆記 50% と面接 50% の成績を加算して合否判定を行うこととする。

(要点 2) 面接は将来医師として患者に接する場合に必要な資質を問う目的で実施し、採点基準は以下のとおりとする。

- A 患者や家族に不安を与えない的確な説明能力と、治療方針を策定するうえでの指導力を備えていること。
- B 患者や家族、ならびに医療スタッフと対等に接する謙虚さを備えていること。
- C 長時間の外科手術などにも耐える体力と集中力を備えていること。」

(1) 女子の受験生 X は、202X 年度に Y 大学医学部を受験したが、筆記試験は上位であったにもかかわらず面接点が非常に低かったために不合格となった（情報開示により判明）。同年の受験生全体に占める女子の比率は 3 割であるのに、合格者に女子は 1 割しか含まれていなかった。同医学部では面接を導入する以前は、毎年 3 割程度の女子の合格者が出ていた。そこで X は、面接の採点基準 A～C はいずれも女子に不利な基準であるから性差別に該当し、面接点の加算は違憲無効であるとの理由で、X が Y 大学医学部の学生という地位を有することの確認を求める訴訟を、Y 大学を相手取り提起した。X は A～C のそれぞれにつき、どのように性差別的であると主張することが考えられるか。

(2) Y は X の主張に対して、どのように反論することが考えられるか。

以 上

【刑 法】

以下の事実を前提に、具体的事実を指摘しつつ、甲、および乙の罪責を論ぜよ。なお、特別法違反、およびX宅への立ち入りの点については、論じる必要はない。

- 1 Xは、A暴力団の構成員であったが、抗争相手のB暴力団に所属する甲に強い恨みを抱かれていたことから、あるマンションに身を隠していた。その上、Xには家族はおらず、心臓病の持病を抱えていたこともあり、配下の乙に指示して生活に必要な物を届けさせていた。
- 2 暴力団構成員は、本来、クレジットカードの交付を受けられないが、Xは、A暴力団に所属する前に、C信販会社（以下、「C社」）とクレジットカード契約を締結し、C社からクレジットカード（以下、「本件クレジットカード」）の貸与を受けていた。また、同社の審査が甘いことから、Xは事実上有効に本件クレジットカードを使用できる状況にあり、支払いも滞りなくしていた。なお、本件クレジットカードは、C社が所有するものであり、同社の規約には、会員である名義人のみが使用でき、他人への譲渡、貸与等が禁止されており、加盟店は利用者が会員本人であることを善良な管理者の注意義務をもって確認すると定められている。
- 3 Xは、乙をかわいがっていたことや自分の世話をしてくれていたので、乙に「いつもすまんな。このカードでお前の好きな物を買って良いぞ。300万円以内なら1回払いで構わない。」と言って本件クレジットカードを貸し与えた。そこで、乙は、高級腕時計を販売しているD店に赴き、200万円の高級腕時計Wを購入することにした。乙は、同店の店員Yに本件クレジットカードを呈示して、Wを買い求めた。その際、乙は、Yに対し、Xであると装って本件クレジットカードを手渡した上、Yの求めに応じて本件クレジットカードの規約に従い利用代金を支払う旨の記載がある売上票用紙の「ご署名（自署）」欄にXの氏名をボールペンで記入して手渡した。Yは、その書面を確認して、乙がX本人であって、本件クレジットカードの正当な利用権限があるものと信じ、乙に対して、上記Wを売却した。乙は、Wを自宅に持ち帰って開封し、身に付けて使用した。後日、X名義の銀行口座からWの代金と手数料相当額が引き落とされた。
- 4 一方、Xに強い恨みを抱いていた甲は、Xの所在を探し回っていたが、頻繁に乙が出入りするマンションが怪しいと踏んで調査し、ついにXの所在を突き止めた。そこで、甲は、Xを殺害することを計画し、ある日の深夜、乙が外出するのを見計らって、X宅に侵入し、寝室のベッドで布団を被って寝ているXに対して殺意をもってけん銃を発射し、頭部に弾丸が命中していることを確認した。なお、Xは、甲の発砲の約10分前に持病の心臓病の発作が原因で死亡していたが、甲はそのことに気が付かず、甲の発砲当時の客観的状況としても、一般人から見てそのことは容易に分からない状況であった。
- 5 その直後、甲は、ベッドのそばの机にXの財布が置いてあることに気が付き、「この際だから金目の物も手に入れよう。」と思い立った。甲が中身を確認すると、現金10万円が入っているのを認め、それを持ち去った。

以 上